

増補改訂版の発行にあたって

情報モラルの育成は、技術革新による高度情報通信ネットワーク社会の移行に伴って、早急に進める必要がある教育課題のひとつです。府教育委員会においては、平成 13 年度に「情報モラル指導方法研究委員会」を組織し、各学校で教職員が生徒に情報モラルをいかに指導するかについて研究を行い、その研究成果に基づいて、平成 14 年 3 月に本書が作成されました。翌 15 年 9 月に一部改訂を行いました。その後大きな改訂を行うことなく、今日まで 3 年余が経過しました。

わずか 3 年間ではありますが、この間の情報機器の発達による情報環境の急速な変化は、児童生徒のコミュニケーションのあり方や情報の受信等に大きな影響を与えています。児童生徒は携帯電話のメール、オンラインゲーム等の機能を自由に使いこなす一方で、出会い系サイトや架空請求詐欺等のトラブルに巻き込まれるだけでなく、ウェブサイト上での誹謗中傷や個人情報の流出、著作権侵害など、情報発信者として、そのモラルが問われる事例も少なくありません。

高度情報通信社会がますます発展する中、様々なメディアから発信される内容について、児童生徒が主体的に判断し、コミュニケーションを創造していく能力や、情報社会で適正な活動を行なうための基となる考え方や態度など、いわゆるいわゆるメディアリテラシーや情報モラルを育成していくことが、ますます重要になっています。

そのためには、教職員が情報の処理能力を高めるだけでなく、判断力や情報管理能力、人権意識を高め、児童生徒が安全な環境で適切に情報を活用する態度を身につけられるよう指導できることが望まれます。

今回の増補改訂に当たっては、児童生徒が学校段階の早い時期に様々な情報を主体的に判断し、自分の責任で行動することができる力を身につけられるよう、小学校、中学校、高等学校におけるメディアリテラシー教育の指導事例を新たに盛り込みました。

また、高度情報通信社会に対応した学習環境の充実を目的として整備している学校情報ネットワークが、平成 18 年度に機器更新を完了したことに対応して、本文中の記述を改訂しました。

今回の増補改訂を受け、本書がこれまで以上に、よりよい授業づくりに資するものとなり、児童生徒の関心や学習意欲を高めるとともに、メディアリテラシーや情報モラルの育成に寄与することを願ってやみません。

平成 19 年 3 月

大阪府教育委員会事務局

教育振興室長